

特集

2

消費者庁による 消費者教育の取り組みと展望

米山 眞梨子 Yoneyama Mariko
消費者庁 消費生活情報課 消費者教育担当

2012年12月、消費者教育の推進に関する法律（以下、推進法）が施行されました。推進法では、国に対し、基本理念（第3条）にのっとり消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定、実施する責務を課しています。そして、内閣総理大臣と文部科学大臣はその総合的な施策が適切かつ効率的に策定、実施されるように相互に又は関係行政機関の長と緊密に協力連携を図りつつ、消費者教育に関する施策を推進しなければならないとしています（第4条）。

さらに、政府は消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下、基本方針）を定めなければなりません（第9条）。基本方針は、内閣総理大臣と文部科学大臣が案を作成し、閣議で決定することとされ、その案の作成に当たっては、関係行政機関の長と協議したうえで、後述する消費者教育推進会議（以下、推進会議）、および消費者委員会の意見を聞くとともに、消費者その他の関係者の意見を反映させる措置をとることとされています。

推進会議は、消費者庁に審議会として設置され（第19条）、基本方針に対して意見を述べるほか、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、推進会議の委員相互の情報の交換および調整を行うものです。消費者庁では、消費者、事業者、教育関係者、消費者団体、事業者団体その他関係団体を代表する者、学識経験者、関係行政機関などの職員からなる20名の

委員を任命し、2013年3月6日に第1回推進会議を開催しました。

現在、基本方針案について推進会議と消費者委員会の意見を聴くとともに、いわゆるパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様の意見を募集中です（5月19日締め切り）。そして、6月末を目途に閣議決定し、今後の消費者教育の推進策を示していきたいと考えています。

消費者教育推進施策について

消費者庁では、これまでも、①旧消費者教育推進会議^{*1}による総合的体系的な消費者教育推進施策の検討、②消費者教育ポータルサイトの運営^{*2}、③消費者教育用副教材の作成^{*3}、さらには④高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会の開催^{*4}、⑤子どもを事故から守る！プロジェクト^{*5}の啓発活動などを実施してきました。今後はこれらの施策を踏まえ、基本方針に基づいてさまざまな施策を展開します。

消費者教育ポータルサイトと 消費者教育の体系イメージマップ

旧消費者教育推進会議の報告書を踏まえ、昨年9～12月に消費者教育推進のための体系的プログラム研究会を開催しました。その研究会での議論を取りまとめ、2013年1月22日に公表



2 消費者庁による 消費者教育の取り組みと展望

地域における支援

消費者教育は、消費者一人一人の消費生活に関わる能力の育成ですから、国が大枠を作っただけでは「絵に描いた餅」に終わってしまいます。消費者教育・啓発は、地域でこそ力強く推進されなければなりません。そのため推進法は、国の責務だけでなく、地方公共団体の責務も明示し、国の基本方針を踏まえ、都道府県や市町村でも消費者教育推進計画を作成するように努めるものとしています（第10条）。併せて地域ごとに消費者教育推進地域協議会を設置することを努力義務としています（第20条）。

今まで各地で地方公共団体をはじめ、地域の消費者団体、NPO、事業者団体などがさまざまな消費者教育・啓発の取り組みを実施してきました。地域での活動の実績を基礎として、被害防止・自立支援のための消費者教育はもとより、消費者市民社会の形成に参画する消費者を育成していくために、推進計画の作成は有意義です。

国としては、地域での展開を容易にするため、各地での先進的な取組事例等の情報を収集し、共有できるように、国と地域との連携を進める方策を検討します。また、消費者行政活性化基金の活用による財政面での支援などを続けていきたいと考えています。

さらに、消費者が主体的に、よりよい消費生活を営む能力を身に付けていけるように、国民運動としての消費者学習の展開についても、検討する予定です。

- * 1 消費者基本計画により消費者庁におかれていた会議。2010年11月から開催、2012年4月に取りまとめ「消費者教育推進のための課題と方向」を公表。
<http://www.caa.go.jp/information/index5.html>
- * 2 <http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>
- * 3 2010年度は中学生向け、2011年度は若者・高校生向けの副教材などを作成、公開。
<http://www.caa.go.jp/information/index3.html>
- * 4 <http://www.caa.go.jp/information/koureinet.html>
- * 5 <http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>
- * 6 「イメージマップ」と併せて公表した「活用ガイド」では、学校、家庭、地域、職場等、多様な場での「イメージマップ」の活用法や、展開モデル例を具体的に紹介。
<http://www.caa.go.jp/information/index14.html>

したのが「消費者教育の体系イメージマップ*6」（以下、イメージマップ）です。「イメージマップ」は、消費者教育の重点領域をタテ軸に、幼児期から高齢期までのライフステージ各時期をヨコ軸に配置し、その交わったボックスに教育内容（学習目標）を記した一覧表です（図）。

これまで消費者教育は、学校、地域、消費者団体、事業者などが担い手となって実践されてきました。それらの実践や研究を踏まえ、自立し、消費者市民社会を形成する消費者を育てるための教育内容について、多様な担い手が共通認識を持ち、連携を促進するための道具となることをめざしました。

2010年4月から本格稼働した消費者教育ポータルサイトは、消費者教育の情報を収集・提供するサイトです。これまでも改修を重ねてきましたが、今後の消費者教育の推進の基盤として、さらなる改修を予定しています。

具体的には、「イメージマップ」をこのサイトのインデックスとして活用します。そして、「イメージマップ」の「学習目標」ごとに、目標の解説、教材、指導案、実践事例等さまざまな情報を整理し、利用者は「学習目標」をクリックすればその情報が得られるようにすることで、消費者教育の基盤整備を図っていきます。

そのためには、ポータルサイトに掲載する情報の適切性の確保も重要です。また、常に情報の収集について検証し、不足分野の教材や指導案などを作成していきたいと考えています。

図 消費者教育の体系イメージマップ